番　　　　　号

年　　月　　日

　岡山県知事　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　法人所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　学校法人名

　　　　　　　　　　　　　　　　理事長氏名

**学校法人（準学校法人）寄附行為変更認可申請書**

　このたび，学校法人（準学校法人）　　　　の寄附行為を変更したいので，私立学校法（昭和24年法律第270号）第108条第３項（第152条第６項において準用する同法第108条第３項）の規定により，関係書類を添えて申請します。

添付書類

　１　寄附行為変更理由書

　２　変更の時期

　３　変更条項の新旧比較対照表

　４　新寄附行為

　５　理事会，評議員会等の決議録

　６　財産の一覧

７　寄附申込書（引継書）

　８　不動産（当該申請に係る学校等その他の事業に係るもの）の権利の所属　についての登記所の証明書類

　９　不動産その他の主たる財産についての価格評価書

　10　関係図面

　　(1) 位置図　　(2) 見取図　　(3) 配置図　　(4) 実測平面図

　　(5) 建物平面図　　(6) 立面図　　(7) 照明設備配置図

11　設置予算書

　12　申請年度の前年度の財産目録，貸借対照表及び収支決算書

　13　申請年度及び寄附行為変更後２箇年間の収支予算書及び事業計画書

14　負債償還計画書（負債がある場合のみ）

　15　財産の処分に関する事項を記載した書類

　16　学校法人等・学校等組織表

注１）私立学校を設置し，又は設置している私立学校に課程，学科を設置する　場合（広域の通信制の課程以外の通信制の課程を広域の通信制の課程とする場合も含む。）は，１から14及び16の書類を提出すること。

注２）私立学校を廃止し，若しくは私立学校に置いていた課程，学科を廃止する場合（広域の通信制の課程を広域の通信制の課程以外の課程とする場合を含む。）又は従来行っていた収益事業を廃止する場合は，１から６，13，15及び16の書類を提出すること。

注３）新たに収益事業を行う場合は，１から６，９，10，12から14及び16の書類を提出すること。

注４）注１から３以外の変更の場合は，１から５の書類を提出すること。